## 議案第24号

飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について

飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

## 提案理由

飛騨市木育事業基金等の廃止及び変更並びに新たな基金の設置に伴う改正

## 飛驒市積立基金条例の一部を改正する条例

飛驒市積立基金条例(平成16年飛驒市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中飛驒市木育事業基金の項及び飛驒市市民の暮らし応援基金の項を 削り、飛驒市まち・ひと・しごと創生事業基金の項の次に次のように加える。

企業立地促進基金 企業立地の促進に要する経費に充てるため

第5条第2項の表中飛驒市有線テレビ放送施設基金の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の飛驒市積立基金条例に規定する飛驒市木育事業基金、 飛驒市市民の暮らし応援基金及び飛驒市有線テレビ放送施設基金に属する現金、 有価証券その他の財産については、飛驒市一般会計に引き継ぐものとする。

(傍線部分は改正部分)

現行			改正案		
第1条 略 (設置)			<ul><li>1条 略 (設置)</li></ul>		
第2条 市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。		第	52条 市が設置する基金の名	称及び目的は、次の表のとおりとする。	
名称	目的		名称	目的	
飛騨市財政調整基金の項~飛騨市駐車場事業基金の項 略			飛騨市財政調整基金の項~飛	騨市駐車場事業基金の項 略	
飛騨市新規就農者育成基金	略		飛騨市新規就農者育成基金	略	
飛騨市木育事業基金	市内の樹木を活用した木育活動 の定着化にかかる経費に充当す るため				
飛騨市清掃施設整備事業基金の項~飛騨市公共施設管理基金の項 略			飛騨市清掃施設整備事業基金 略	の項~飛騨市公共施設管理基金の項	
飛騨市文化・交流振興基金	略		飛騨市文化・交流振興基金	略	
飛騨市市民の暮らし応援基金	子育て中の人たち及び生きづら さや困難を抱える人たちへの助 成に充てるため				
飛騨市小水力発電事業基金の項~飛騨市私立大学設置応援基金の 項 略			飛騨市小水力発電事業基金の 項 略	項~飛騨市私立大学設置応援基金の	
飛騨市まち・ひと・しごと創生事 業基金	事 略		飛騨市まち・ひと・しごと創生 業基金	生事 略	
			企業立地促進基金	<u>企業立地の促進に要する経費に</u> <u>充てるため</u>	
第3条・第4条 略 (運用益金の処理)		第	第3条・第4条 略 (運用益金の処理)		
第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる基金から生ずる 収益は、それぞれ同表右欄に掲げる特別会計歳入歳出予算(飛騨市		2		次の表の左欄に掲げる基金から生ずる 掲げる特別会計歳入歳出予算(飛騨市	

下水道事業会計にあっては、当該予算) に計上して、その基金に編入する。

基金名	会計名
飛騨市国民健康保険財政調整基	略
金	
飛騨市介護給付費準備基金	略
飛騨市公共下水道事業基金	略
飛騨市公共下水道事業減債基金	略
飛騨市特定環境保全公共下水道	略
事業減債基金	
飛騨市農村下水道事業基金	飛騨市下水道事業会計
飛騨市有線テレビ放送施設基金	飛騨市情報施設特別会計
飛騨市駐車場事業基金	略

以下 略

下水道事業会計にあっては、当該予算)に計上して、その基金に編入する。

基金名	会計名
飛騨市国民健康保険財政調整基	略
金	
飛騨市介護給付費準備基金	略
飛騨市公共下水道事業基金	略
飛騨市公共下水道事業減債基金	略
飛騨市特定環境保全公共下水道	略
事業減債基金	
飛騨市農村下水道事業基金	飛騨市下水道事業会計
飛騨市駐車場事業基金	略

以下 略

## 条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	飛騨市木育事業基金等の廃止及び変更並びに新たな基金の設置に伴
	う改正
制定改廃	市独自の改正
の根拠等	
条例の	【改正の趣旨及び内容】
概要	1. 木育事業基金の廃止
	樹木を活用した木育活動にかかる経費に充てるための基金として
	活用してきたが、親子が気軽に木に触れ親しむことができる癒しの空
	間づくりとして子育て支援センターにおける「木育ひろば」を整備し
	たことで目的を達したことから基金を廃止するもの。
	2. 市民の暮らし応援基金の廃止
	子育て中の人たち及び生きづらさや困難を抱える人たちへの支援
	に充てるための基金として運用してきたが、ふるさと創生事業基金に
	おいて同目的で寄附を募るメニューを創設したことから統合する形で
	廃止するもの。
	3. 企業立地促進基金の設置
	企業立地促進条例に基づき、企業立地促進に必要な支援を行うため
	の基金を新たに設ける。
	基金に今後必要と見込まれる額を積み立てることで、市内産業の振
	興と雇用機会の拡大に対して、将来にわたって安定的に支援できる体
	制を整えるもの。
	(第2条関係)
	4. 飛騨市情報施設特別会計の廃止に伴う基金運用の変更
	飛騨市情報施設特別会計の廃止に伴い、この会計で管理してきた有

	線テレビ放送施設基金を今後は一般会計にて計上している自主放送
	事業にかかる経費の財源として活用するため、一般会計へ移行させる
	$\mathfrak{t}\mathcal{O}_{\circ}$
	(第5条関係)
市民への	基金に関して市の方針を定めるものであり、市民等への直接の影響は
影響等	ない。
施行日	令和6年4月1日
備考	